

レンタル約款

お客様（借主にして以下「甲」という）と MER 株式会社（貸主にして以下「乙」という。）
に関し、以下規約条項のとおり契約する。

第 1 条（レンタル物件）

乙は甲に対し、レンタル御見積書・注文書に記載する商品（以下「物件」という。）を賃貸し、甲はこれを
賃借する。

第 2 条（レンタル期間）

レンタル期間は、「レンタル御見積書・注文書」に記載する期間とする。

第 3 条（レンタル料金）

- ① 甲は乙に対し「レンタル御見積書・注文書」に記載の通りレンタル料ならびに配送料・インテグレーション費用を支払う。
- ② 甲はレンタル料金の支払い方法、支払日、支払い条件は「レンタル御見積書・注文書」に記載する。
- ③ 支払いは乙の指定する銀行口座に指定日までに振り込むものとする。なお、振込手数料等は甲の負担とする。
- ④ 消費税は、注文書を交わした時点での税率を適用する。税率変更の場合においては、法定消費税相当額を付加して甲は乙に支払うものとする。
- ⑤ 甲が乙に発注後商品の、乙の責によらない事由により当該契約を取り消す場合は、キャンセル料として「レンタル御見積書・注文書」記載合計金額（税込み）の 85%を支払うものとする。但し甲は納品の 5 日前までにキャンセル通告を行い、乙の承諾を得るものとする。

第 4 条（物件の引き渡し）

- ① 乙は甲に対し、物件を納品場所において、レンタル開始日までに引き渡し、甲は物件をレンタル期間終了後速やかに返還する。物件の引き渡しに要する運送などの諸経費は甲の負担とする。
- ② レンタルパソコンを返却する場合、甲の責任においてデータ消去を行い返却するものとする。
- ③ 甲が乙に対して物件の引き渡しを受けた後、3 日以内に物件の性能欠陥につき書面による通知をしなかった場合は、物件は通常の性能を備えた状態で甲に引き渡されたものとする。

第 5 条（損害賠償）

甲の故意または過失により生じた商品の滅失、毀損（通常の使用による損耗、減耗は除く）等については、同等商品との取り換えに要する費用、または修理代金に相当する費用全額を甲が負担するものとする。

第 6 条（損害延滞金）

甲はレンタル料金等、「レンタル御見積書・注文書」に基づく金銭の支払いを怠ったとき、支払うべき金額に対し支払い期日の翌日からその完済に至るまで、年 14.6%の割合（1 年に満たない端数期間については、1 年を 365 日として日割り計算による）による延滞損害金を乙に支払う。

第 7 条（担保責任）

乙は甲に対しての、引き渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しない。

第 8 条（担保責任の範囲）

レンタル期間中、甲の責によらない事由により生じた性能の欠陥により物件が正常に動作しない場合は、メーカーオンサイト保守とする。

第 9 条（物件の使用管理義務）

- ① 甲は物件を善良なる管理者の注意をもって使用中管理し、これらに要する消耗品及び費用を負担する。
甲は物件をその本来の使用目的以外に使用しない。（PC バッテリーのみ納品後 1 年間保証）
- ② 甲は乙の書面による承諾を得ないで物件の譲渡、質入れおよび改造を行ってはならない。また甲は物件を分解、修理、調整しない。
- ③ 甲は、物件が常に良好な使用状況を保つため、甲の責任と負担で整備点検を行い、物件が損害を受けたときは、甲の故意または過失による場合には、甲の責任と負担で修繕、修復を行う。
乙または、乙の代理人は、いつでも物件をその使用場所で点検できる。
- ④ 物件自体およびその設置、保管、使用によって第三者が損害を被った場合には甲がこれを賠償するものとする。

第 10 条（転貸借）

- ① 甲は、乙が承諾した第 3 者に物件を転貸することが出来る
- ② 甲は、前項により物件を転貸した場合には、転貸した相手先（以下「転貸先」という）と締結した契約書の写しを乙に提出する
- ③ 甲は転貸先との間で紛議が生じた場合といえども、甲と当該人との間で解決するものとし、甲が一切の責を負うものとする。

第 11 条（物件の瑕疵など）

甲は次の第 1 項、または物件の引き渡し後は第 2 項もしくは第 3 項に関し、乙に対し異議苦情の申し立て及び、または損害賠償請求等いかなる請求もできない。

- ① 天変地変、ストライキ、その他不可抗力ならびに運送業者の都合、その他専ら乙の責に帰し得ない事由による物件の引き渡しの遅延、または引き渡しの不能。
- ② 物件の仕様、構造、品質、物件に関するソフトウェア等その他一切の瑕疵、及びおよびその他物件に関する一切の事項。
- ③ 物件の選択、決定に際しての甲の錯誤。

第 12 条（物件の滅失など）

- ① 物件が天変地変、その他不可抗力の場合を含め滅失し、または毀損、損傷して修理、修理不能となった際は、甲は乙に対しその旨通知し、乙がその事情を認めた際にこの契約は終了する。この場合物件が終了する時は、甲はこの契約の物件に関する規定に従うものとする。
- ② 前項によりこの契約が終了した場合には、甲はその原因の如何を問わず、同等商品補充に要する費用を直ちに乙に支払う。

第 13 条（物件の所有権侵害等の禁止）

- ① 甲は、乙が物件に乙の所有権を表示する旨要求したときは、直ちに乙の指示に従い、これを表示する。
- ② 甲は物件について次の行為、その他乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。
 - (1) 日本国外に持ち出すこと。
 - (2) 担保に入れること
 - (3) 第三者に譲渡し、または占有名義を移転すること。
- ③ 甲は、乙の書面による事前の承諾があった場合のほか、次の行為をすることはできない。
 - (1) 物件についての造作、加工等その他一切の現状変更をすること。
 - (2) 物件を第三者に転貸する、またはこの契約に基づく乙の権利、地位を第三者に譲渡すること
- ④ 物件に付着した他の物件の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合のほか、無償で乙に帰属する。
- ⑤ 第三者が物件について権利を主張する、仮処分や強制執行をして乙の所有権を侵害する恐れのある際は、この約款に基づく公正証書を提示し、物件が乙の所有であることを主張証明して、その侵害の防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に知らせるものとする。

第 14 条 (通知・報告など)

- (1) 住所を変更するとき
- (2) 設置場所を変更するとき
- (3) 合併などにより所有会社名が変更になったとき

第 15 条 (契約解除)

- ① 乙は、甲が下記に一項でも該当したとき、催促しないで通知のみでこの契約を解除できる。
 - (1) レンタル料等の支払いを怠ったとき。
 - (2) 小切手または手形の不渡りを出したとき。
 - (3) 仮差押え、仮処分、強制執行、競売の成立、公租公課滞納処分等を受け、または整理、和議、破産、会社更生などの申し立てがあったとき。
 - (4) 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき
 - (5) 経営が相当悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
 - (6) 物件について必要な保存行為をしないとき
 - (7) この約款の条項または乙と締結したその他の契約条項にも違反し、乙が7日間の期間を定めてその違反の是正を催促したにも関わらず、前記期間内に甲がこれに応じないとき。
 - (8) 反社会勢力とのかかがわりが認められたとき。
- ② この契約が解除されたときは、甲は甲の負担で直ちに物件を現状に回復した上で、乙の指定する場所に持参もしくは、送付して返還し、併せて「レンタル御見積書・注文書」記載の合計金額から甲が既に乙に支払った総額との差額を乙に支払う。

第 16 条 (期間満了・再レンタル)

- ① 甲は、期間満了の10日前までに、乙にレンタル終了または延長の通告を書面にて提出する。
- ② 延長の場合は、甲はレンタル期間終了の5日前までに発注を行うものとする。

第 17 条 (途中解約)

レンタル期間の途中で商品を返却する場合、甲は「レンタル御見積書・注文書」にもとづき解約金を支払わなければならない。

第 18 条 (乙の権利)

- ① 乙はこの約款により権利を守り、回復するため、または第三者により異議、苦情の申し立てを受けたため、必要な措置をとったときは、物件搬出費用、弁護士報酬など一切の費用を甲に請求できる。
- ② 乙は物件に関する公租公課に変動があった時は、レンタル料を変更することが出来る。

第 19 条 (立ち入り権および機密保持)

- ① 乙は設置・保守などにより、甲の指定する場所に、甲の了承を得て、自由に立ち入り出来るものとする。
- ② 乙は前項の立ち入りにあたり知り得た業務上の秘密は、これを第三者に漏洩しないものとする。
- ③ 甲は、乙が供給する製品の性能・特性・機能などを同業他社へは漏洩しないものとする。
- ④ 甲は個人情報保護ガイドライン（経済産業省）に基づき、個人情報の取り扱いには十分注意するものとする。

第 20 条 (費用負担等)

この約款の締結に関する費用、及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は、甲の負担とする。

第 21 条 (確約事項)

- ① 甲または乙は、本契約の締結日において、甲または乙（その役員および従業員を含む。以下本条において同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、それらの関係者、その他、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下「反社会的勢力」という）ではないことを確約する。
- ② 甲または乙は、相手側に対し、次の各号に該当する事項を行わないことを確約する。
 - (1) 自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為、を用いるなどすること。
 - (2) 事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。
 - (3) 自らまたは、第三者を利用して、相手側の名誉や信用などを毀損すること。
 - (4) 自らまたは、第三者を利用して相手側の業務を妨害すること。
- ③ 連帯保証人は、この契約に基づく甲の乙に対する一切の債務を保証し、甲と連帯して債務履行の責に任じる。

第 22 条 (合意管轄)

甲乙はこの契約に関する紛争解決について、乙の所在地の管轄裁判所とすることに合意する。